

区域外居住者	避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域以外の区域に居住する者
空間線量	ある特定の場所における放射線量
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量
クロロキン最高裁判決	最高裁判平成元年(第1260号同7年6月23日)第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁
警戒区域	原災法28条2項, 災害対策基本法63条1項に基づき, 緊急事態応急対策に従事する者以外の者について, 市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き, 当該区域への立入りを禁止し, 又は当該区域からの退去を命じた区域
計画的避難区域	原災法20条3項に基づき, 居住者等に対し, 概ね1か月以内の計画的な避難を指示した区域
慶長三陸地震	慶長16年10月28日(1611年12月2日)の津波を引き起こした地震
原災法	原子力災害対策特別措置法
原災法施行規則	原子力災害対策特別措置法施行規則
原災法施行令	原子力災害対策特別措置法施行令
原災本部	原災法(平成24年法律第47号による改正前のもの)16条1項に基づき, 平成23年3月11日内閣府に設置された, 「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」(平成23年内閣府告示第8号)
原災本部長	原子力災害対策本部長
原災マニュアル	原子力災害対策マニュアル

原子力安全委員会	原子力基本法(平成24年法律第47号による改正前のもの)4条, 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和30年法律第188号。平成24年法律第47号による改正・題名変更前のもの)1条に基づき, 内閣府に(平成13年法律第102号による改正前は総理府に)設置されていた, 原子力安全委員会
原子力安全技術センター	財団法人原子力安全技術センター
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構
原子力委員会等	原子力委員会又は原子炉安全専門審査会
原子力基本法	原子力基本法(昭和30年法律第186号)
原子力緊急事態宣言	原災法15条2項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態が発生した旨等の公示
原子炉建屋	原子炉格納容器等が設置されている建屋
原賠審	原子力損害賠償紛争審査会
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律
後段規制	設計及び工事の方法の認可, 使用前検査の合格, 保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波, 地質・地盤合同ワーキンググループ
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成23年法律第112号)に基づいて国会に設置された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」, 又は, 同委員会が平成24年7月5日作成した「国会事故調報告書」

国賠法	国家賠償法
災対法	災害対策基本法
自主的避難等	避難指示等に基づかずに行った避難及び滞在
自主的避難等対象区域	中間指針第一次追補において指定された、福島県の23市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市）のうち、避難指示等対象区域を除く区域
自主賠償基準	被告東電が定めた賠償基準
実効線量	特定の部位への被ばくによる影響を、全身への平均的な影響として表すために、等価線量を組織や臓器別の組織加重係数で補正（重み付け）した値
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）
シビアアクシデント	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故

貞観地震	西暦869年に東北地方沿岸を襲い、貞観津波を引き起こしたとされる地震
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波
詳細設計	原子炉施設の具体的な設計や工事方法
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針
昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月23日に原子力委員会において決定された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」
昭和53年耐震設計審査指針	原子力委員会が昭和53年9月29日に決定した発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
除染関係ガイドライン	環境省が策定した「除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版）」
除染特措法	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）

浸水深	地盤から津波痕跡までの高さ
浸水高	津波によって建物や設備に残された変色部や漂着物等の痕跡の、基準面からの高さ
推進地域	平成16年4月2日に制定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法3条1項で内閣総理大臣が指定するものとされた、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため地震防災対策を推進する必要がある地域
推進本部	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、文部科学省（平成11年法律102号による改正前は総理府）に設置された、地震調査研究推進本部
水密化	水中に全体が没しても、水位が下がったあとすぐに運転可能な仕様にする
政府事故調	平成23年5月24日閣議決定に基づき設置された「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告書」
設計基準事象	原子炉施設を異常な状態に導く可能性のある事象のうち、原子炉施設の安全設計とその評価に当たって考慮すべきものとされた事象
設置許可基準規則	炉規法43条の3の6第1項4号の委任に基づく「実

	用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」
総合基本施策	地震防災対策特別措置法7条2項1号により策定した推進本部の活動の指針となる「地震調査研究の推進について」
遡上高	津波による浸水の最先端が達した地盤の最も高い位置に到達した箇所の高さ
宅建業者最高裁判決	最高裁昭和61年(ワ)第1152号平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁
タービン建屋等	1～4号機非常用ディーゼル発電機及び附属施設が設置されていた1～4号機各タービン建屋、2号機B系、4号機B系の空冷式非常用ディーゼル発電機及び附属設備が設置されていた共用プール建屋、1号機C、D系の非常用低圧配電盤が設置されていた1号機コントロール建屋の総称
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
耐震バックチェック	保安院が、平成18年9月20日、被告東電を含む原子力事業者に対して指示した、改訂された平成18年耐震設計審査指針に照らした既設発電用原子炉施設等の安全性評価
宅建業法	宅地建物取引業法
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁平成13年(受)第1760号同16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁
中央防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）11条1項に基づき内閣府に設置された、中央防災会議

中間指針	原賠審が策定した平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」
中間指針第一次追補	平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主避難等に係る損害について）」
中間指針第二次追補	平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」
中間指針第四次追補	平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」
中間指針等	中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補
長期評価	推進本部地震調査委員会が平成14年7月31日作成した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」
津波地震	M _t の値がMの値に比べ0.5以上大きいか、津波による顕著な災害が記録されているにもかかわらず顕著な震害が記録されていない地震
津波審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会津波評価部会が平成14

	年2月に作成した「原子力発電所の津波評価技術」
低線量ワーキンググループ報告書	平成23年12月22日付け「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」
電気事業法	電気事業法（昭和39年法律第170号）
電事連	被告東電を含む電力会社で構成される任意団体である、電気事業連合会
等価線量	吸収線量を、放射線の種類やエネルギー別の放射線加重係数で補正（重み付け）した値
土木学会	土木工学に関する民間の学会である社団法人土木学会（平成23年4月1日から公益社団法人土木学会）
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所
内部溢水	原子力発電所起源の水漏れ
日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会により平成18年1月25日に報告された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」
波源域	津波の原因となる海底の隆起や沈降を起こした領域
波源モデル	津波の原因となる地震の断層運動を数値で表現したモデル
バックチェック	新たな安全基準が作成された際に、それ以前に作られた原子炉について、新基準に照らし合わせて調査し直すこと
バックフィット	既設原子炉にも最新基準への適合を義務付ける制度
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所

パラメータスタディ	想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデル（波源モデル）の諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施すること
被告東電	東京電力ホールディングス株式会社
非常用電源設備	外部電源が喪失した場合でも、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給する電源設備（平成14年当時の省令62号2条6号ニ、8条の2、33条2項）
（旧）避難区域	本件事故直後に、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域
避難指示解除準備区域	旧避難区域及び旧計画的避難区域のうち、年間積算線量20mSv以下となることが確実であることが確認されて指定された地域
避難指示区域	旧避難区域見直し後の、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称
避難指示等	本件事故に際して行われた内閣総理大臣による避難及び屋内退避指示
避難指示等対象区域	中間指針第3に「対象区域」として掲げられている、①避難区域、②屋内退避区域、③計画的避難区域、④緊急時避難準備区域、⑤特定避難勧奨地点、⑥一時避難要請区域の総称
福島第一原発	福島第一原子力発電所
福島第二原発	福島第二原子力発電所
平成13年安全設計審査指針	原子力委員会が昭和45年4月に定め、原子力安全委員会によって平成13年3月29日に一部改訂がさ

	れた、発電用軽水型原子炉の設置許可申請に係る安全審査において用いられる安全設計審査指針
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に改訂がされた耐震設計審査指針
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針
保安院	原子力安全・保安院
ポアソン過程	その事象が当該期間内に発生する平均回数のみに着目して、ポアソン分布という確率分布に従って発生確率を計算する計算方法
防災指針	原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
本件各評価書	東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機及び第二原子力発電所4号機耐震安全性にかかる中間報告
本件事故	福島第一原発において原子炉から放射性物質が放出される事故
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃発生したマグニチュード9.0の地震
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一原発1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分